

令和6年度第2回宮城県自動車小売業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月10日(木)午前9時00分  
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、桑原委員

労働者代表

井上委員、新関委員

使用者代表

鈴木委員、千田委員

開 会

補 佐

委員の皆様の机の上に差し替えの資料を配布しております。内容につきましては、後ほど説明をいたします。

ただいまから、令和6年度第2回宮城地方最低賃金審議会宮城県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

事前に片倉委員から欠席の旨、報告いただいております。

公益代表委員       3名

労働者代表委員       3名

使用者代表委員       2名

以上      8名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

熊谷部会長

それでは議事に入ります。

最初に、事務局から連絡事項ございますか。

賃金室長

配布資料に一部訂正がありますので、事務局より説明します。

指 導 官

2点訂正ございます。1点目が資料6の1ページの影響率表でございます。訂正の箇所ですけれども、表の右側、下から2行目、

賃金 1,055 円の行のところでございます。このうち、右に三つ進んでいただきまして、分布労働者の数値でございますが、訂正前 48 名となっておりますが、確認したところ正しくは 0 でございます。48 が 0 に修正となります。

また、この隣の影響率の数値でございますが、こちらの修正前 7.36% となっておりますが、正しくは 8.17% ございました。本日、机上にお配りしております 1 枚もののほうが訂正後の資料でございます。大変お手数ですが差し替えをお願いしたいと思います。

それから、2 点目でございます。資料 10「事業動向関連統計」の 5 ページ目でございます。宮城県の自動車新規登録台数の推移の表でございますが、こちらの一番上の表でございます。この表の真ん中にですね、新車対前年比の項目がございまして、この項目の一番下、6 年の 1 から 6 月の行でございます。こちらの修正前マイナス 19.16% となっておりますが、正しくはマイナス 16.81% ございました。

また、同じ表の一番右です。中古車対前年比の項目でございますが、こちらの同じく一番下、6 年の 1 から 6 月の項目でございますが、修正前マイナス 8.12% となっておりますが、正しくはプラス 1.52% ございました。こちらもお手元に 1 枚もので差し替えの資料をお配りしておりますので、大変お手数ですが差し替えを頂ければと思います。

以上でございます。

熊谷部会長

それでは議事に入ります。

前回、労働者側からは、宮城県自動車小売業最低賃金は、現行の時間額 986 円から、56 円引上げ 1,042 円とするとの提示がなされたところです。

また、前回、使用者側からは、宮城県自動車小売業最低賃金は、現行の時間額 986 円から、20 円引上げ 1,006 円とするとの提示がなされたところです。

前回の最後に、労使双方の歩み寄りいただき、妥当な結論を出すために再検討をお願いさせていただいたところです。労働者側、使用者側の皆様から御検討いただいた結果を説明いただきたいと思います。前回、労働者側からお伺いしましたので、今回は、使用者側の皆様のほうから具体的な金額などについて、ありましたら御説明等をお願いしたいと思います。

鈴木委員            使用者側からなんですけれども、前回プラス 20 円でお話ししたかと思うんですけれども、このまま変更なしでお願いします。

熊谷部会長            使用者側としては変更なし、20 円プラスというところで金額の提示があったということになります。続きまして、労働者側から具体的な金額などについて御説明等をお願いします。

井上委員            すみません、ちょっと時間を頂きたいと思います。

熊谷部会長            ただいま、労働者側から、少し打ち合わせの時間がということでした。使用者側の金額は変更ないということで、ここで一旦休会とさせていただきたいと思います。  
休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。  
よろしいでしょうか。

各委員            (異議なし)

熊谷部会長            それでは休会とします。

～ 休会 ～

賃金室長            控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷部会長            それでは再開いたします。まず、労働者側の皆様から、御見解、金額のほう、説明を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

井上委員            それでは労働者側の金額提示をさせていただきます。一番最初に主張で申し上げたとおり、まずは業界としての全国の加重平均 1,055 円に一刻も早く近付くためにということでの 56 円を提示させていただいておりますので、それをもって 56 円という形で

再提示させていただきたいと思います。

熊谷部会長 使用者側の皆様から、御見解、金額のほうについて、説明を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木委員 それでは使用者側から御説明させていただきます。  
今日、朝の時点では 20 円とお話をしたんですけども、今回 30 円で御提示したいと思います。  
基本的には歩み寄りであるんですけども、根拠といたしましては、専門部会の資料を御覧いただきたいんですけども、インデックス 6 のところ、4 ページを御覧いただきたいと思います。  
最賃に関する基礎調査の結果なんですけれども、一番上段の左から 2 番目、時間当たりの平均賃金額ということで、1,536 円になっておるんですけども、昨年の平成 5 年度の同じ部分を見ていただくと 1,492 円、アップ率が 2.95%となっております。  
それを我々の最賃のほうに掛け合わせますと 29 円、端数調整をしまして 30 円ということで、30 円という提示をさせていただきました。以上でございます。

熊谷部会長 ただいまの御説明、金額提示について御質問、御意見等ございますでしょうか。

各委員 (質問等なし)

熊谷部会長 現状で労働者側がプラス 56 円、使用者側がプラス 30 円ということで 26 円の開きがございます。  
まだ、ちょっと調整を頂く必要、歩み寄りを頂く必要があらうかと思っておりますので、再度、休会とさせていただいて、打合せのほうをお願いしたいと思っております。  
よろしくお願いいたします。

～ 休会 ～

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷部会長 それでは再開いたします。まずは、労働者側のほうから、金額

の御提示をお願いしたいと思います。

長澤委員 先ほど 56 円引上げと提示しましたがけれども、地域最賃の上げ幅、923 円から 973 円、上げ幅率としては、5.417%というところでございます。これを基に自動車小売業の最低賃金 986 円に掛けますと、53 円というところでありましてけれども、優位性という観点から、1 円プラスの 54 円の引上げ、というところで締めさせていただきたいと思います。

以上です。

熊谷部会長 53 円プラス 1 円の 54 円引上げ、ということで承りました。

それでは、使用者側のほうから、金額の御提示をお願いしたいと思います。

鈴木委員 それでは使用者側から提示させていただきます。先ほど 30 円の引上げ、まで歩み寄ったんですけれども、そこからさらに歩み寄りまして 39 円の引上げ、ということでお願いしたいと思います。

根拠でございますけれども、資料の 6 を御覧いただきたいと思っております。影響率表というのがあるんですけども、今日差し替えしていただいたやつですね。ちなみに去年のアップが 40 円ということで、率にしますと去年は 6.52%、今回はこれを下回るところで押さえないということもありまして、39 円であれば、6.45%ということでそちらを下回りますので、39 円という数字を出ささせていただきました。

以上でございます。

熊谷部会長 プラスの 39 円ということで承りました。

ただいまの金額提示につきまして、補足等ございますでしょうか。

各委員 (補足等なし)

熊谷部会長 よろしいでしょうか。

まだ、金額のほう開きがございます。ここで一旦休会とさせていただきますまして、打合せのほうをお願いできればと思います。

よろしいでしょうか。

各 委 員           (異議なし)

～ 休 会 ～

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再 開 ～

熊谷部会長           それでは再開いたします。まずは、労働者側のほうから、金額の提示をお願いいたします。

長澤委員           労働者側から金額の提示をさせていただきます。  
地域最賃とプラスマイナスゼロというところで 986 円にプラス 50 円の 1,036 円で提示いたします。

熊谷部会長           それでは使用者側から、金額の提示をお願いいたします。

鈴木委員           それでは使用者側から申し上げます。  
私どものほうでもいろいろ検討しましたところ、986 円からプラス 50 円をお願いしたいと思います。  
以上です。

熊谷部会長           審議を重ねていただきまして、ただいま労使の皆様からお聞きになったとおり、労使合意となりましたので、あらためて確認をいたします。  
宮城県自動車小売業最低賃金を 50 円引き上げて時間額 1,036 円とし、発効日は、令和 6 年 12 月 15 日、とすることによろしいでしょうか。

各 委 員           (全員了承：全会一致)

熊谷部会長           それでは、全会一致で御了承いただきました。  
全会一致で御了承いただきましたので、早速、ただいまの内容で専門部会報告書を提出したいと思います。  
ここで、報告書の準備のため、10分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備をお願いします。

(休会)

熊谷部会長        それでは再開します。  
事務局、報告書（案）を各委員にお配りし、読み上げてください。

（事務局により、報告書（案）を各委員に配布）

指 導 官        読み上げの前に1点御説明がございます。  
いまお配りをいたしました別紙の2ところを御覧いただきたいのですが。適用する使用者の記載のところでございます。特定最低賃金につきましては、ここの適用する業種の範囲につきまして日本標準産業分類に基づいて定めておりまして、この産業分類が本年4月1日で一部改正がございまして、それに伴いまして、昨年までの表記から一部変更があったことを御報告させていただきます。

具体的に申し上げますと、これまで産業分類の表記の中で、カンマ（「,」）の表記であったものが、今般の改正によって句読点の読点（「、」）に変更されております。これを踏まえまして、別紙の2、適用する使用者の2行目を御覧ください。真ん中あたりですけれども、管理、補助的経済活動の間の点、以前はカンマ（「,」）であったものを読点（「、」）に変更しております。

なお、適用業種の名称ですとか、範囲そのものについては変更はございませんので、実質的な影響はないということをご報告させていただきます。

それでは、読上げます。

令和6年10月10日

宮城地方最低賃金審議会

会 長    熊 谷   真 宏    殿

宮城地方最低賃金審議会

宮城県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長    熊 谷   真 宏

宮城県自動車小売業最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、宮城地方最低賃金審

議会において付託された宮城県自動車小売業最低賃金の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員	小幡	佳緒里
	熊谷	真宏
	桑原	真由美

労働者代表委員	井上	淳
	長澤	裕之
	新関	直人

使用者代表委員	片倉	正幸
	鈴木	勝志
	千田	茂穂

別紙

#### 宮城県自動車小売業最低賃金

1 適用する地域  
宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）１８歳未満又は６５歳以上の者



- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,036円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年12月15日

以上でございます。

熊谷部会長      ただいまの報告書について、何か御意見等ございませんでしょうか。

各委員          (意見等なし)

熊谷部会長      特にないようですので、これをもって本審会長への報告とさせていただきます。

次に、先日開催しました第1回審議会で委員の皆様の了承を得ておりますが、最低賃金審議会令第6条第5項により、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとしておりますので、専門部会の結果を審議会の答申として取り扱うことといたします。事務局から答申文(案)を各委員にお配りし読み上げをお願いします。

(事務局により、答申文(案)を各委員に配布)

指導官          読上げます。

令和6年10月10日

宮城労働局長  
小宅 栄作 殿

宮城地方最低賃金審議会  
会 長 熊谷 真宏

宮城県自動車小売業最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け宮労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙、宮城県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正すること。

以下、報告書と同一でございますので、省略をさせていただきます。

以上です。

熊谷部会長            それでは、ただいまの答申文（案）の内容で、答申してよろしいでしょうか。

各 委 員            （異議なし）

熊谷部会長            異議なしということで答申いたします。

（基準部長に答申文を手交）

基準部長            一言御挨拶申し上げます。ただいま、宮城県自動車小売業に係る最低賃金につきまして、改正の答申をいただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、それぞれのお立場から様々な御主張がある中で、特定最低賃金の改正に向けて真摯かつ大変熱心な御審議をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

また、精力的かつ慎重な御審議の結果といたしまして、全会一致で結審していただきましたことに、重ねて厚く御礼申し上げます。

事務局といたしましては、この金額を基に発効に向けまして、迅速かつ適正に事務手続きを進めてまいります。また、最低賃金の周知、履行確保につきましても万全の措置を講じてまいります。

労使委員の皆様におかれましても、関係団体、関係企業などとおしまして周知いただき、御協力を賜れば幸いに存じます。  
本日は、誠にありがとうございました。

熊谷部会長            その他、事務局でありましたらお願いします。

賃金室長            特にございませぬ。委員の皆様、御審議ありがとうございました。  
12月15日発効に向けて、事務作業を進めてまいります。

熊谷部会長            それでは、専門部会におけるすべての審議を、これで終了いたします。皆様、大変お疲れ様でした。

閉     会